

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 6 月 30 日 (火) 第 119 号 の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等の一部  
改正 (※) (人事課取扱い) 1

## 告 示

### 鹿 児 島 県 告 示 第 641 号

令和 2 年 3 月 31 日 鹿 児 島 県 告 示 第 396 号 ( 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 に つ い て 任 命 権 者 が 別 に 定 め る 各 給 料 表 の 適 用 範 囲 等 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し , 令 和 2 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

令和 2 年 6 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

1 の ア の 表 く ら し 保 健 福 祉 部 の 部 高 次 脳 機 能 障 害 者 支 援 員 の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る 。

心のケア相談員	1 級	33号給
---------	-----	------